

令和3年第2回大町町議会（定例会）会議録（第5号）						
招集年月日	令和3年3月8日					
招集の場所	大町町議事堂					
開散会日時 及び宣言	開議	令和3年3月18日	午前9時45分	議長	三谷英史	
	閉会	令和3年3月18日	午前10時18分	議長	三谷英史	
応（不応）招議員 及び出席並び に欠席議員 出席 7名 欠席 1名 凡例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す ▲ 公務出張を示す	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1	三谷英史	○	5	三根和之	○
	2	藤瀬都子	○	6	武村妃呂子	△
	3	山下淳也	○	7	諸石重信	○
	4	鶴崎敏彦	○	8	中山初代	○
会議録署名議員	8番	中山初代	2番	藤瀬都子		
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長	田島宏隆	書記	土井道代		
地方自治法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町長	水川一哉	副町長	三角治		
	会計管理者	成富貞伸	教育長	船木幸博		
	総務課長	坂井清英	総務課参事	副島徳二郎		
	企画政策課長	古賀 壯	生活環境課長	井原正博		
	町民課長	西森明広	子育て・健康課長	古賀恵子		
	福祉課長	岩瀬重義	農林建設課長	森 光昭		
	教育委員会事務局長	藤瀬善徳				
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

議 事 日 程 表

▽令和3年3月18日

日程第1 本定例会の議案等の委員長報告及び質疑・討論・採決

日程第2 継続審査について

日程第3 追加議案等の報告及び一括上程

日程第4 提案理由の説明及び質疑・討論・採決

日程第5 人権擁護委員候補者の推薦について

午前9時45分 開議

○議長（三谷英史君）

ただいまの出席議員は7名、欠席議員1名でございます。欠席議員は6番武村議員、病氣療養のため欠席届が提出されております。定足数に達しておりますので、令和3年第2回大町町議会定例会5日目は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりでございます。議事進行につきましては、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

日程第1 本定例会の議案等の委員長報告及び質疑・討論・採決

○議長（三谷英史君）

日程第1. 本定例会の議案を議題といたします。

まず、これに対する各委員長の報告をお願いいたします。総務文教委員長。

○総務文教委員長（鶴崎敏彦君）

おはようございます。議会休会中に当総務文教常任委員会に付託されました議案について審査いたしました結果を報告します。

議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度大町町一般会計補正予算（第11号））について、議案第4号 令和2年度大町町一般会計補正予算（第12号）について、議案第5号 令和2年度大町町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、議案第6号 令和2年度大町町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）について、議案第

8号 令和3年度大町町一般会計予算について、議案第9号 令和3年度大町町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第10号 令和3年度大町町国民健康保険特別会計予算について、議案第13号 佐賀県市町総合事務組合規約の変更について。

以上の件につきましては、担当課長の説明を受け、慎重に審査いたしました結果、議案第3号、議案第4号及び議案第8号中の当委員会関係分並びにその他の議案についてはそれぞれ原案どおり承認、可決すべきものと決定しました。

意見書第1号 75歳以上の医療費窓口負担を2割に引き上げないことを求める意見書（案）、この件につきましては否決すべきものと決定しました。

以上で当総務文教常任委員会に付託されました議案の審査結果の報告を終わります。

○議長（三谷英史君）

産業厚生委員長。

○産業厚生委員長（三根和之君）

皆さんおはようございます。議会休会中に当産業厚生常任委員会に付託されました議案について審査いたしました結果を御報告いたします。

議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度大町町一般会計補正予算（第11号））について、議案第4号 令和2年度大町町一般会計補正予算（第12号）について、議案第7号 令和2年度大町町灌漑用水ポンプ施設維持管理事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第8号 令和3年度大町町一般会計予算について、議案第11号 令和3年度大町町灌漑用水ポンプ施設維持管理事業特別会計予算について、議案第12号 大町町老人福祉センターの指定管理者の指定について。

以上の件につきましては、担当課長の説明を受け、慎重に審査いたしました結果、議案第3号、議案第4号及び議案第8号中の当委員会関係分並びにその他の議案についてはそれぞれ原案どおり承認、可決すべきものと決定いたしました。

以上で当産業厚生常任委員会に付託されました議案の審査結果の御報告を終わります。

○議長（三谷英史君）

以上で各委員長の報告を終わります。

続いて、これより委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

ないようですので、以上をもちまして委員長報告に対する質疑を終わります。

続いて、これより討論、採決を行います。

まず、事務局長に件名を朗読させます。局長。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（三谷英史君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

採決いたします。

議案第3号については、総務文教、産業厚生、各委員長報告どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

御異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案どおり承認することに決定いたしました。

議案第4号。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（三谷英史君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

採決いたします。

議案第4号については、総務文教、産業厚生、各委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

御異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案どおり可決することに決定いたしました。

た。

議案第5号。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（三谷英史君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

採決いたします。

議案第5号については、総務文教委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

御異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第6号。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（三谷英史君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

採決いたします。

議案第6号については、総務文教委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

御異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第7号。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（三谷英史君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

採決いたします。

議案第7号については、産業厚生委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

御異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第8号。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（三谷英史君）

討論ございませんか。8番中山議員。

○8番（中山初代君）

議案第8号、民生費の社会福祉総務費の中で部落解放推進協議会負担金1万9千円、部落史研究委託負担金6万7千円、合わせて8万6千円の予算計上があります。今まで何のために、どんな事業に使われているのか、詳しく説明を受けたことはありません。また、114ページの地区人権・同和教育研究会負担金の1万4千円などもあります。社会教育費の中でも社会同和教育研究会負担金2万6千円、あっちこちに同和の予算がありますが、報告を受けたことがありません。どこで、どんな立場で出席されているのか、よく分かりませんので、今後はよく説明をしていただきたいと思います。

反対討論にします。

○議長（三谷英史君）

賛成討論ございませんか。7番諸石議員。

○7番（諸石重信君）

先ほどの討論の中でございまして、こちらの予算といたしましては、我が国の歴史の中で

人権擁護の観点から取り組まなければならない事項と考えております。先ほど討論の中にあ
りましたように、こちらにいたしましても、議員としましても、やはり案内をいただき、年
何回かの定期的な研修を受けさせていただいているところでございますので、そういった意
味で人権といったところで勉強していかなければならない事項と考えます。よって、これに
賛成をいたします。

○議長（三谷英史君）

採決いたします。

議案第8号については、総務文教、産業厚生、各委員長報告どおり可決することに賛成の
方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（三谷英史君）

起立多数と認めます。よって、議案第8号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第9号。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（三谷英史君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

採決いたします。

議案第9号については、総務文教委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

御異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案どおり可決することに決定いたしまし
た。

議案第10号。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（三谷英史君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

採決いたします。

議案第10号については、総務文教委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

御異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第11号。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（三谷英史君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

採決いたします。

議案第11号については、産業厚生委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

御異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第12号。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（三谷英史君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

採決いたします。

議案第12号については、産業厚生委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

御異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第13号。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（三谷英史君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

採決いたします。

議案第13号については、総務文教委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

御異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案どおり可決することに決定いたしました。

意見書第1号。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（三谷英史君）

討論ございませんか。8番中山議員。

○8番（中山初代君）

この意見書第1号は、何としても、町民の全ての願いとっていいくらいの内容だと思いますので、否決には反対します。

○議長（三谷英史君）

反対討論ございませんか。（発言する者あり）反対でいいです。7番諸石議員。

○7番（諸石重信君）

こちらの意見書を出されたお気持ち、非常に分かるところでございますけれども、こちらは制度的に、75歳以上を対象とした後期高齢者医療制度は、我が国における国民皆保険の制度の一つとして、医療を受けた際の窓口負担が本来ならば全額自己負担となるものが、現在ではかかった費用の1割、もしくは最大でも3割の負担に軽減されるという世界でもトップクラスの相互扶助の制度でございます。その制度において、少子高齢化や徐々に団塊世代の方がこの年齢に繰り上がってきておられ、現在、また将来的にもこの財源の不足が深刻化をしてくしております。国庫負担と申しましても、財源は国民の租税がもとであります。今回、年収が200万円以上の方を対象に窓口負担の2割への引上げが論点となっておりますが、今後さらにこの制度の財源が厳しくなった場合、次世代への負担増や現在1割の方の自己負担の増も考慮せざるを得ない状況となることに懸念を抱きます。

皆が支え合い、医療を受けることのできるこの制度を維持していくためにも、今回の見直しは検討されるべきと考えます。よって、委員会否決に賛成いたします。

以上です。

○議長（三谷英史君）

採決いたします。

意見書第1号については、総務文教委員長報告どおり否決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（三谷英史君）

起立多数と認めます。よって、意見書第1号は否決することに決定いたしました。

日程第2 継続審査について

○議長（三谷英史君）

日程第2. お諮りいたします。会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしております申出書のとおり、各委員長から議長宛て、それぞれ閉会中の継続審査、継続調査の申出が提出されております。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査、継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査、継続調査に付することに決定いたしました。

お諮りいたします。本日、議案3件、発議1件、意見書1件、諮問1件が追加提案されましたので、日程に追加し、議題といたします。

日程第3に追加議案等の報告及び一括上程、日程第4に提案理由の説明及び質疑・討論・採決、日程第5に人権擁護委員候補者の推薦についてを追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

御異議なしと認めます。よって、日程第3．追加議案等の報告及び一括上程、日程第4．提案理由の説明及び質疑・討論・採決、日程第5に人権擁護委員候補者の推薦についてを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

日程第3 追加議案等の報告及び一括上程

日程第3．本日、議案3件、発議1件、意見書1件、諮問1件が追加提案されました。

まず、事務局長に件名を朗読させます。局長。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（三谷英史君）

ただいま朗読させました議案第14号から議案第16号、発議第1号、意見書第2号、諮問第1号を一括上程し、これより議題といたします。

日程第4 提案理由の説明及び質疑・討論・採決

○議長（三谷英史君）

日程第4．これより追加議案等の提案理由の説明を行います。

議案の提案理由の説明を町長より行います。水川町長。

○町長（水川一哉君）

本定例会の開会日をお願いをしておりました追加議案としまして、5,000万円以上の契約案件3件と人権擁護委員候補者の推薦案件につきまして御審議賜りたく、よろしくお願いを申し上げます。

これより追加議案の提案理由を申し上げます。

議案第14号 令和元年度公共土木施設災害復旧事業元年災第462号弥護原線道路災害復旧工事変更請負契約の締結について。

令和2年4月3日、大町町財務規則第101条に基づき、一般競争入札に付した弥護原線道路災害復旧工事の変更請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものです。

変更契約の主な要因としましては、集排水ボーリング工の削孔長さ減による契約金額の変更になります。

議案第15号 令和元年度公共土木施設災害復旧事業元年災第2号ボタ山わんぱく公園災害復旧工事変更請負契約の締結について。

本議案につきましても、前議案同様、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

変更契約の主な要因としまして、崩土の処分量が計画より増大し、公園外への産廃処分費用が増額し、また、抑止アンカーの施工延長増による契約金額の変更になります。

議案第16号 令和元年度公共土木施設災害復旧事業元年災第3号ボタ山わんぱく公園災害復旧工事変更請負契約の締結について。

本議案につきましても、前2議案同様、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

変更契約の主な要因は、本議案も残土処分の増によることと抑止アンカー工の施工延長増による契約金額の変更になります。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について。

本諮問につきましては、現人権擁護委員、岩瀬佳智代氏が令和3年6月30日をもって任期満了となりますので、引き続き岩瀬佳智代氏を人権擁護委員として推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三谷英史君）

お諮りいたします。発議第1号、意見書第2号については、全議員の方が賛成となってお

られますので、提案理由及び質疑は省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

御異議なしと認めます。よって、発議第1号、意見書第2号については提案理由及び質疑を省略することに決定いたしました。

以上をもちまして提案理由の説明を終わります。

続いて、議案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。4番鶴崎議員。

○4番（鶴崎敏彦君）

議案第15号と16号を併せてお尋ねしますが、内容の変更については残土処分の増によってというような提案理由がありましたけど、もうちょっと詳しく内容について御説明と、あと、この増額分の予算についてどうなっているか、お尋ねをいたします。

○議長（三谷英史君）

農林建設課長。

○農林建設課長（森 光昭君）

お答えいたします。

議案第15号及び16号のボタ山わんぱく公園の災害復旧工事につきましては、令和2年6月24日に公告をいたしまして、一般競争入札で業者は決定しております。その発注した後に、令和2年度の雨季における雨によって斜面の崩落が幾らか増大したこともあって、崩土の残土処分が増えております。その残土につきましては、ボタということで産業廃棄物扱いで最短でも北九州における産廃処分場しかない、そこに処分をしなければいけないということで、処分費が1立米当たり3万円程度かかりますので、今回、その分の増における契約の変更となっております。

また、予算につきましては、令和元年度から3年度の継続費で設定をさせていただいておりますので、その予算の範囲内で施行をしておりますので、予算については十分足りているところでございます。

以上です。

○議長（三谷英史君）

鶴崎議員。

○4番（鶴崎敏彦君）

ありがとうございました。

それと、議案第14、15号、16号なのですが、この提案理由の中の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2号の規定と書いてありますが、これは第2条じゃないんですかね。議案。

○議長（三谷英史君）

農林建設課長。

○農林建設課長（森 光昭君）

申し訳ありません。議案第14号の締結については、提案理由で第2号と書いておりますけど、第2条の規定によります。（「議案第14号、15号、16号、全部やろう」と呼ぶ者あり）はい。

○議長（三谷英史君）

そしたら、今の件ですけれども、後で差替えを行いますので。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

ないようですので、これをもって質疑を終わります。

続いて、これより討論、採決を行います。

まず、事務局長に件名を朗読させます。局長。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（三谷英史君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

採決いたします。

議案第14号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

御異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案どおり可決することに決定いたしました。

た。

議案第15号。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（三谷英史君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

採決いたします。

議案第15号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

御異議なしと認めます。よって、議案第15号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第16号。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（三谷英史君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

採決いたします。

議案第16号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

御異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案どおり可決することに決定いたしました。

発議第1号。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（三谷英史君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

採決いたします。

発議第1号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

御異議なしと認めます。よって、発議第1号は原案どおり可決することに決定いたしました。

意見書第2号。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（三谷英史君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

採決いたします。

意見書第2号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

御異議なしと認めます。よって、意見書第2号は原案どおり可決することに決定いたしました。

日程第5 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（三谷英史君）

日程第5. 人権擁護委員候補者の推薦についての件を議題といたします。

お諮りいたします。人権擁護委員には諮問第1号により答申がありました岩瀬佳智代氏を推薦することにつきまして、適任の意見を付して答申することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

御異議なしと認めます。よって、人権擁護委員には岩瀬佳智代氏を推薦することにつきまして
しては適任の意見を付して答申することに決定いたしました。

以上で本定例会に付議されました案件の審議は終了いたしました。よって、令和3年第2
回大町町議会定例会はこれにて閉会いたします。議事進行についての御協力、誠にありがと
うございました。

午前10時18分 閉会

上記会議の次第は書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため
に地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和3年3月18日

議 長 三 谷 英 史

会議録署名議員 中 山 初 代

会議録署名議員 藤 瀬 都 子

局 長 田 島 宏 隆